

－エリア法人 コーポレートメンバーズカード(個人登録カード) 申込書－



法人名	812 豊田合成健康保険組合	利用エリア
利用対象者	被保険者および被扶養者	東海北陸 中国九州
本人確認証	健康保険証	

クラブNo.	クラブ名		
受付日	20	年	月 日

※太枠内をすべて記入してください

登録者氏名	フリガナ	性別	生年月日		
		1.男性 2.女性	西暦	年	月 日生 (才)
住所	〒		電話番号	いづれかを選択 (携帯電話・ご自宅)	
				忘れ物等の連絡先として適当な先をご記入下さい。	
1. 自宅 3. 勤務先		緊急時電話番号	Eメールアドレス		
2. 知人 4. その他 ()			お持ちの場合のみご記入ください		
所属団体	被保険者所属事業所名称	<input type="checkbox"/> 健康保険を任意継続された方はこちらをチェック <input type="checkbox"/> 特例退職制度をご利用の方はこちらをチェック		登録者区分 (いづれか○)	1. 被保険者 2. 被扶養者
	登録者勤務先 (該当する□に✓)	<input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 異なる勤務先 (名称:)		カード選択	1.磁気カード
	登録者勤務先電話番号	お勤めの場合のみ	記入項目なし	記号	番号

クラブ使用欄					
受付日より利用可能 受付当日のご利用は登録クラブに限ります					
会員番号	8	1	2		
コース	エリア法人	A	8	1	2 0
磁気カード					発行手数料收受 /
写真	写真No. /				
カード発行 確認欄					
確認の上チェックを入れてください					
<input type="checkbox"/> 健康保険証コピーの添付 (本人確認証見本と一致させること)					
<input type="checkbox"/> 申込書記入事項の確認 (記入必須項目の確認)					

【コーポレートメンバーズカード】取扱規定

- 【発行・発行手数料】**
- コーポレートメンバーズカード(以下「カード」という)の申込みは、エリア法人会員の定める利用対象者に限ります。
 - 発行は、必要書類の提出と資格確認により本人と確認できた方に限ります。
 - 発行には所定の手数料がかかります。(紛失等で再登録の際は、再発行料を申し受けます。)
 - 写真のない仮カードは登録クラブのみ有効です。登録したクラブ以外の法人社員利用対象クラブを利用する場合は、写真入りカードの受渡完了後とさせていただきます。また、仮カード発行後に他のクラブで再登録される場合は、再発行の手数料を申し受けますので、ご注意ください。
 - 写真入りカードは、お申込みクラブより登録者ご自身に直接お渡します。郵送による受渡は行いません。
- 【施設の利用方法】**
- 施設を利用の際は、カードを受付に提出し、所定の利用料(又は本人負担料)をお支払いください。
 - カードでの施設の利用は、登録本人のみ有効です。
 - カードをお忘れの際は、施設を利用できませんのでご注意ください。
- 【有効期間】**
- カードはご所属の法人が社員契約を終了するまで有効です。
 - 但し、利用者が利用資格を喪失した場合、ただちに無効になります。
- 【個人情報の取扱】**
- 登録情報は契約先への利用報告と緊急時の連絡等の目的に使用します。管理は当社が責任を持って行います。
 - お客様の個人情報は、正当な理由がある場合を除き、本人の同意なく第三者に提供、開示しません。但し、あらかじめ当社との間で秘密保持契約を締結している業務委託先、および関係会社に必要な範囲内において開示する場合、法令に基づき当社が開示を求められた場合、司法または行政機関から開示を求められた場合は、この限りではありません。
- 【登録終了とコーポレートメンバーズカードの取扱】**
- カードの発行手数料について、返金はありません。(再発行手数料も同様です)
 - お客様の利用資格を喪失した場合、お客様の所属する法人の指示により登録抹消を行います。
 - 登録抹消されると同時にカードは無効となり、施設を利用できなくなります。

- 利用資格を喪失すると施設を利用することはできません。資格喪失後に施設を利用された場合、施設利用料を全額申し受ける場合があります。
- 登録内容に変更が生じた際は、お近くのカード発行可能クラブへ必ずお申し出ください。変更のお申し出がない場合、予告なくカードの利用ができなくなる場合があります。

【エリア法人会員】施設利用規約 ※(抜粋)

- 第2条 (諸規則)
- 利用者は各施設の利用に際し、下記の事項を承諾の上、利用するものとします。
- 利用者は、各施設の利用に際して、それぞれの施設内諸規則を遵守しなければならない。
 - 利用者は、それぞれの施設内における秩序をみだしてはならない。
 - 利用者は、施設内インストラクターの指示に従い、身体の異常に基づく不慮の災害・事故を自己の責任において未然に防止しなければならない。
- 第3条 (免責)
- 利用者の各施設利用中に起きた事故については、当社は原則として、その損害賠償の責を免れます。但し、明らかに当社の責による事故については、その限りではありません。
- 第4条 (施設の休業・閉鎖)
- 当社は以下の場合、各施設の全体または一部を休業及び閉鎖することができるものとします。この場合、会員又は利用者は、休業又は閉鎖期間中の損害賠償を請求することができません。
- 天変地異により施設利用が不可能になった場合。
 - 施設の改善・修理によるとき。
 - 定期または季節休館。
- 第5条 (年齢制限および利用料金)
- 利用対象者の利用については、施設利用料金及び年齢制限を以下のとおりとします。但し、各施設における規定がある場合は、その規定に準じます。
- 未成年(中学生以上)・・・当該施設のエリア法人会員利用料金(利用の可否は当該施設の規定)
 - お子様(小学生以下)・・・300円(税別、但し施設ごとの利用規定に基づく) カードを有する大人(お子様と同性に限る)が同伴で利用する場合に限ります。
- 第6条 (利用の禁止)
- 次の各項に該当する者の施設利用はこれを禁止し、施設利用中であっても利用を中止して頂きます。
- 刺青(タトゥー、タトゥーシール含む)のある者。
 - 法定伝染病患者及びそれに類する感染のおそれのある疫病を有するもの。
 - 医療機関より、運動を禁止されている者。
 - 本規約に違反し、又は各施設管理者が不適当と認めるもの。

(2010年04月改定)

「取扱規定」「施設利用規約」を承諾の上、カード発行を申込みます。

20 年 月 日

ご署名 印 保護者署名 印
(未成年の場合、ご本人と保護者の双方が必要です)

補助金適応回数制限をご案内ください⇒ 4回/月			
5回目以降は利用料全額自己負担			
受付・写真撮影	仮カード受渡	INP	所属長
/	/	/	/
未撮影は登録不可		写真付カードは引換	
【受付クラブ各位】			
下記の場合は本社へカードの利用停止を依頼すること			
★ 仮カード紛失等で写真付カードとの引換ができない⇒再登録は再発行扱い			
★ 写真付カードの受渡が1ヶ月以上できていない(受渡管理は各クラブで行う)			
★ 申込者本人の本人確認証を確認できていない			
★ 写真撮影をしていない			
申込書は毎月15日と末日でとりまとめ、送付状をつげ原本を本社へ			
利用料	本人負担料		
540円	410円		
1,080円	820円		
1,620円	1,230円		
2,160円	1,640円		

※ ご記入頂いた個人情報は、契約先への利用報告と緊急時の連絡等の目的に使用します。尚、管理は当社が責任を持って行います。